

スクールHP上のアマチュア無線についての説明です



アマチュア無線の周波数で無線機を運用するにはアマチュア無線の免許が必要です。

電波は公共の資源です。

スカイレジャーの団体（JAA、JHF、JPA、JPMA、JBF等）& スクールは、業界の「指導者」として航空法以上に日常、利用する「公共の電波（資源の電波）」に関して「コンプライアンス」の説明責任を果たさない為、フライヤーがHP上でパイロットの「無線運用基礎知識」を説明している。

<http://kazemachi.skymate.net/joho/radio/index.html>

1・一般アマチュア無線愛好者向けの説明であり、パラ&ハング愛好者（電波法素人）に誤解を生じます。（業界として電波法の説明をしていない）

スカイスports・レジャー・パラ&ハングは独特の無線の使い方をする、無線利用の場面毎に合した説明が必要です。

2・2006年中国エリアは、行政指導を連盟&スクールへ個別訪問して行われた。

この指導内容に配慮されていない。無視したことになる。

3・デジタル簡易無線で業務・レジャー用として35波が開放され、スカイレジャー専用5波と総務省は理解を示している。（30波使用者と比べると優遇されている）

正会員及び会員が参加してスクール経営に協力していることになる

アマチュア無線の周波数で無線機を運用するにはアマチュア無線の免許が必要です。

電波は公共の資源です。

無線機はFMトランシーバーと呼ばれているものです。

144MHz/430MHz帯の無線となります。

スクールによって発信周波数帯が違うと思いますので

両用できるものがベターです。

ベテランになれば別ですけど？、

初心者の間は必需品です。

ランディングのときなどインストラクターの誘導が

なかったら安全な着陸はできません。

電波は目でみることはできませんが見えない命綱です。

フライトする前に次ぎの事を確認しましょう！！

1・無線機のスイッチはONにしましたか？

2・聴取テストは実施しましたか？

3・周波数は適正ですか？

4・必要以上の出力で発信していませんか？

5・開局前に、その周波数が使用中でないか充分チェックしましたか？

フライト中の通信で

1・送信時にコールサインを発していますか？

2・混信があるようでしたら運用を停止しましょう。

電波は公共の資源です。規則を守って使しましょう。

免許を取得しましょう！

パラフライヤーによるアマチュア無線の無資格運用を無くしましょう。

アマチュア無線を運用するには、無線従事者免許と無線局免許状が必要です。

残念ながら少し守られていないようです。

電波を聴取するだけでしたら問題は起こりませんがトランシーバーを使うとなると（聴取のみでも）やはり問題でしょう。

日本は法治国家です。私どももその法律によって守られています。

ましてやスポーツの愛好家はよりフェアさが要求されるのではないのでしょうか。

自動車で道路を走行するのに自動車運転免許証が必要なように、無線機を使うには、無線従事者免許と無線局

本省（総務省総合通信基盤局電波部移動通信課）の見解は、アマチュア無線は、パラグライダー運航の目的で使用することはできませんが、当該目的のためでなく、あくまで電波法施行規則に規定する「アマチュア業務の範囲内」で通信を行う場合は問題ありません。

フライト目的の通信（連絡）は

個人使用であっても利用できません

無線利用場面毎の使用可否の説明が必要です。

（スカイスports・レジャー業務）

1・スクーリングの無線誘導によるスクール生の訓練。

2・イントラ&パイロットクラスの研修会。

3・パイロット相手のエリア管理（安全管理）。

（エリア管理者との連絡や緊急、安全確保、管制等）

4・スクール連絡用

（地上スタッフの連絡、送迎車の段取り等）

5・競技大会、イベント等の事務局運営（安全第一）

6・大会、イベント等で参加者が安全、緊急等主催者の指示を受ける目的で携帯する。

7・訓練生の大会（無線誘導）

8・パイロット同士の情報交換。（唯一の個人使用）

9・クロカン時の無線による支援。

10・日常、安全・緊急に備えて携帯する。

（唯一の個人使用）

11・その他

免許状が必要です。無免許で道路を走るなんて考えられますか？。

不法な無線の運用をしないようにお互い注意しましょう。

試験は苦手とおっしゃる方、**日本アマチュア無線振興協会 (J A R D)** が主催する講習会で取得する方法を選択されたらどうでしょう。J A R Dの主催する講習会は2日間で終了し合格率は99%ほぼ確実に合格します。山口県では、最低年1回はセミナーパークで開催されます。

前述のHPで暦年の講習会や試験の予定がわかります。

アマチュア無線として電話通信できる 144MHz帯の周波数144.00MHz 145.80MHz

- ・ 144.10MHz非常通信周波数は除く
- ・ 145.00MHz呼出周波数・非常通信周波数は除く
- ・ 145.50MHz 非常通信周波数は除く
- ・ 実験用周波数は除く

144.00MHz帯のことを通称2メートルと呼んでいます。

これは波長の長さのことです。光や電波が空気中を進む速度は30万Kmですから、

計算式は、30万Km ÷ 144MHzで2.08mとなります。

整数をとって2m(メートル)と呼称しています。

「2メートル」とは電波の波長の長さを表しています。

Hz というのは1秒間に電波の波が何回振動するかを表す単位で「ヘルツ」と読みます。144MHzは1秒間に14400万回振動する波のことを示すので、その波長を求める式は $300000000 [m] \div 144000000 = 2.08 [m]$ という式になります。

144.30 ~ 144.50MHzでISSとの交信に限ってFMが許可総務省では、国際宇宙ステーション (I S S) とわが国のアマチュア無線局が音声通信 (F M) をすることができるようにH13年12月18日 (官報) 「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」の告示を改正しました。これにより144MHz帯の144.30 ~ 144.50MHzで、ISSとの交信に限ってFM (占有周波数帯幅40kHz以下のもの) での交信が可能となりました。

アマチュア無線として電話通信できる 430MHz帯の周波数430.00MHz 431.88MHz

(この間不可) 432.12MHz 440.00MHz

- ・ 433.00MHz呼出周波数は除く
- ・ 430.10MHz非常通信周波数は除く
- ・ 431.90MHz ~ 432.10MHz EMEは除く
- ・ 433.50MHz非常通信周波数は除く
- ・ 439.00MHz ~ 439.99MHz帯はレピーター (中継局) に割当

・ 実験用周波数は除く ・ アマチュア無線を理解している ・ ・ ・ 混信がないと使われるケースが多い。

アマチュア無線業務は、自らの技術の向上を目指すという本旨から節度ある使い方をしましょう。

コメント：アマチュア無線を「スカイスports・レジャー業務」に使うことと矛盾します。

前述したように電波は公共の資源なのでから。

商売も趣味もごちゃ混ぜで楽しい山口県徳山市の無線機器屋さん

日本アマチュア無線振興協会 (J A R D)

日本アマチュア無線連盟 (J A R L)

日本アマチュア無線連盟 全国レピーター局一覧)

中国・四国・九州 430MHz帯 レピーター局一覧)

アマチュア無線手取クラブ

無線機全メーカー検索

アイコム

パラグライダーアマチュア無線 クラウドベースパラグライダースクール2/3 ページ

アルインコ

スタンダード

コメント

このホームページの全てのソース、写真その他一切断りなしに勝手にご使用下さい。

Cloud Base Silver Flying Corps E-mail ponskp@d4.dion.ne.jp

Version 1.00 (C)Copyright ADDRESS Kudamatu City S.K.P

2001/2002

パラグライダーアマチュア無線 クラウドベースパラグライダースクール3/3 ページ

http://www.h5.dion.ne.jp/~s_flying/musen/paramusen.htm 2009/0902

フライト目的の通信（連絡）は個人使用であっても利用できません

スカイレジャーでの アマチュア無線の 利用について

基本を守らない

スカイレジャーでのアマチュア無線の使用に関しての情報が多数寄せられています。

- コールサインを省略する。
- 大会事務局運営用（業務）に使っている。
- アマチュア無線の免許を受けずに使用している。

スカイレジャーでのアマチュア無線の利用については、電波法令を守って正しく運用しましょう。

九州総合通信局

基本を守らない・守れない

フライヤーのみなさん！

基本を守らない

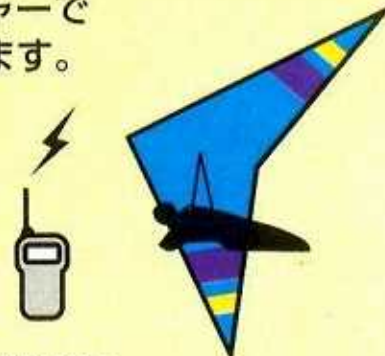


ハンググライダーやパラグライダーなど、スカイレジャーで使用するアマチュア無線に関する苦情が寄せられています。

- 周波数の使用区別を守らず使用している。
- コールサインを言わない。

（愛称で呼び合い、コールサインを送信しない。）

- アマチュア無線の免許を受けずに使用している。
- スクールで、生徒の誘導指示に使用している。



スカイレジャーでのアマチュア無線の利用は、
電波法令を守って正しく運用しましょう！

近畿総合通信局